

平成 25 年 12 月 24 日
総務省 消防庁

国家戦略特区における規制改革事項等の 検討方針に係る対応状況

○ 検討方針の消防庁関係部分

6. 歴史的建築物の活用

(1) 古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外など
(4つ目の・)

- ・また、より多くの歴史的建築物について、消防長又は消防署長が消防法施行令第32条に定める消防用設備等の基準の適用除外に該当するかどうかの判断をより円滑に行えるよう、積極的に、関連する事例を情報共有するとともに、各地域からの相談を受け付ける仕組みを構築する。

○ 対応状況

関連する消防法施行令第32条（消防用設備等の基準の適用除外）の適用事例、及び、各地域から消防庁への相談窓口の連絡先を消防庁ホームページに掲載すべく作業中。

○ 今後の進め方

年内を目途として、以下の通知を全国の消防機関宛に発出するとともに、各地域から消防庁への相談窓口の連絡先を消防庁ホームページに掲載する。

(通知の主な内容)

- ・ 国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針の周知
- ・ 歴史的建築物に係る消防法施行令第32条の適用事例の報告依頼
- ・ 各地域から消防庁への相談窓口を設置する旨の周知

上記通知に基づき報告された消防法施行令第32条の適用事例について、随時、全国の消防機関に情報共有する。

以上